

令和8年度

県税のしおり（概要版）

あなたの税が豊かな暮らしと未来を創ります。



静岡市 写真提供：静岡県観光協会

県民 1 人当たりの県の支出額

（令和8年4月1日現在 県の推計人口 3,471,700 人）

県民 1 人当たりの県の歳出額:約 407,300 円

県民 1 人当たりが納める県税額:約 156,100 円

健康福祉費



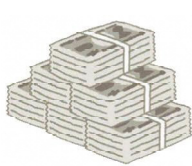
約 81,900 円

教育費



約 80,200 円

公債費



約 56,900 円

交通基盤費



約 33,400 円

警察費



約 25,900 円

経済産業費



約 23,800 円

静岡県

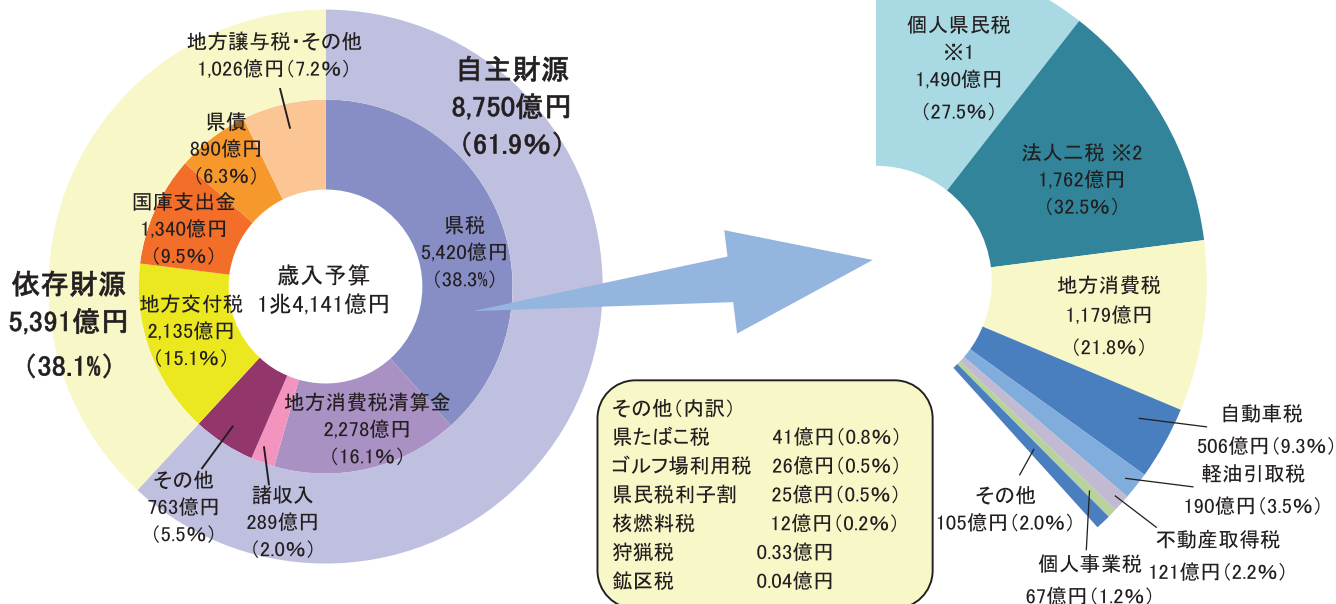
令和8年度当初予算

※端数処理の関係で合計が合わないことがあります

歳入予算 1兆 4,141億円 うち県税 5,420億円

県税による収入は、令和8年度歳入予算の38.3%を占めています。
県の事業は、皆さんに納めていただく県税によって支えられています。

※1「個人県民税」は均等割、所得割、配当割
及び株式等譲渡所得割の合計
※2「法人二税」は法人県民税（均等割、法人税割）
及び法人事業税の合計



歳入科目の説明

地方消費税清算金：地方消費税を、消費に関連する指標により都道府県間で清算し、消費地の都道府県の収入とするものです。

県債：県が学校、道路などの社会資本を整備する際に、その財源として資金調達する債務のことで、一会計年度を超えて債務が履行されるものです。

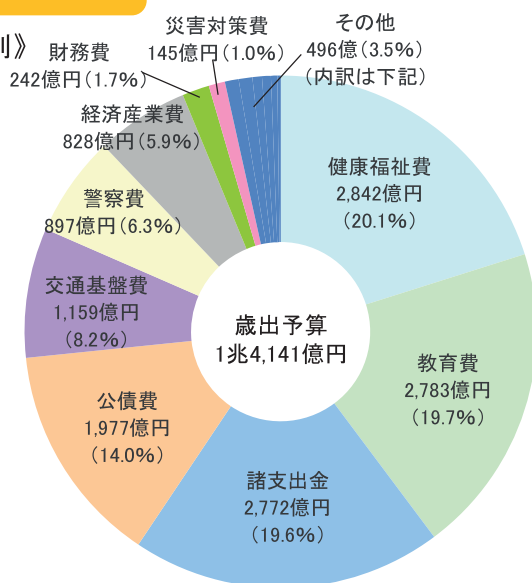
地方交付税：地方公共団体間の財政力の格差をなくすために、国税として納められた税金の一部を財源不足の生じた地方公共団体に交付するものです。

国庫支出金：福祉や教育、公共事業など、特定の事業を行うために、国が使いみちを定めて交付する補助金、負担金、委託金などをいいます。

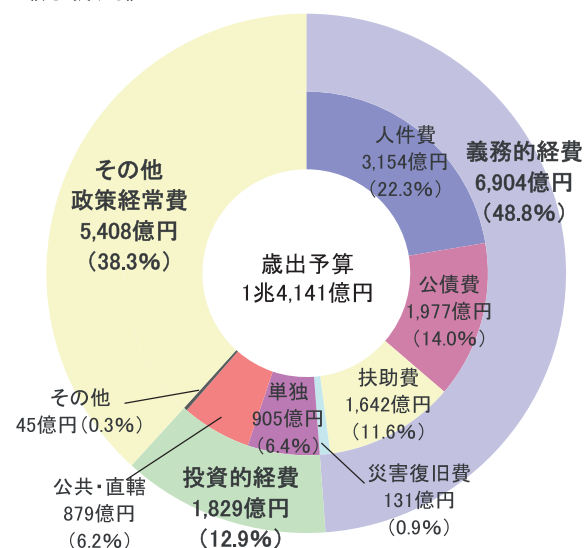
地方譲与税：国税として納められた特定の税金を県や市町村に対して譲与するもので、県に対しては特別法人事業譲与税、地方揮発油譲与税などがあります。

歳出予算 1兆 4,141億円

《目的別》



《分析別》



経費の説明

人件費：教職員・警察職員・行政職員の給料や退職金です。

公債費：建設事業などを行うために県が借り入れた資金を返済するための経費です。

扶助費：医療、介護、福祉などの社会保障関係費です。

投資的経費：道路、橋、公園、学校など社会資本の整備に要する経費です。

県税の種類

税には、国に納める「国税」と地方公共団体に納める「地方税」があります。地方税はさらに「都道府県税」と「市町村税」に分かれます。さて、皆さんの暮らしの中で、負担している県税を見てみましょう。

【使いみちによる分類】

普通税
税の使いみちが特定されていない一般の税をいいます。

目的税
税の使いみちが特定されている一般の税をいいます。

【納める方法による分類】

直接税
税を納める義務のある人とその税を実質的に負担する人が同じである税をいいます。

間接税
税を納める義務のある人とその税を負担する人が異なる税をいいます。

個人県民税

県の行政に必要な費用を広く県民に負担していただき、地方自治への関心を高め、みんなの力でより豊かな郷土をつくっていかうという趣旨で設けられています。もり
なお、平成18年度からは森林づくり県民税が加算されています。

個人事業税

事業を営む人は、事業に関して道路などの各種の公共施設を利用したり、さまざまな行政サービスを受けています。そこで、その経費の一部を負担していただくという趣旨で設けられているものです。

自動車税

自動車税は道路の使用に対する負担金という性格を持っています。自動車の所有に対し、排気量等の区分に応じて課税されます。

法人県民税

個人県民税と同じように、県行政に必要な費用を法人にも負担していただくという趣旨の税金です。もり
平成18年度からは森林づくり県民税が加算されています。

法人事業税

個人事業税と同じように、法人にも県行政に必要な費用を負担していただくという趣旨の税金です。

不動産取得税

土地を買ったり、建物を建てたりした場合に、それを取得した人に対してかかる税金です。

県民税利子割、配当割 株式等譲渡所得割

県民税には、個人県民税、法人県民税のほか、支払いを受ける利子等の額に応じて負担する「利子割」、配当等の額に応じて負担する「配当割」、株式等の譲渡所得等の額に応じて負担する「株式等譲渡所得割」があります。

核燃料税

発電用原子炉の設置者に課税されます。核燃料税は、原子力発電所の立地及び周辺地域の原子力安全対策、民生、生業の安定対策を図るための費用などに充てられています。

鉱区税

鉱物を採掘する権利が与えられている鉱区に対して課税されるものです。

狩猟税

狩猟のできる資格を得た人が狩猟者の登録をするときにかかる税金で、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられる目的税です。

地方消費税

商品やサービスの提供（国内取引）や輸入取引にかかる税で、国内取引にかかるものを「譲渡割」、輸入取引にかかるものを「貨物割」といいます。

県たばこ税

たばこの製造業者や輸入業者などが県内の小売店にたばこを売り渡すときにかかるもので、たばこの代金に含まれています。

軽油引取税

軽油の引取りに対してその引取りを行った者に課税されるもので、軽油の代金に含まれています。

ゴルフ場利用税

ゴルフ場の利用に対し、その利用者に課税されます。

県税についてのお問い合わせは、お近くの財務事務所へどうぞ。

下田財務事務所		
☎0558(24)	総務 2012	管理 2012
自動車 2018	納税 2019	法人 2014
個人 2014	不動産 2014	間税 2016
〒415-0016 下田市中531-1 (下田総合庁舎3F)		

静岡財務事務所		
☎054(286)	総務 9112	管理 9120
自動車 9130	納税 9140	法人 9160
個人 9161	不動産 9170	間税 9180
〒422-8630 静岡市駿河区有明町2-20(静岡総合庁舎3F)		

熱海財務事務所		
☎0557(82)	総務 9056	管理 9060
自動車 9061	納税 9087	
個人 9086	不動産 9071	
〒413-8686 熱海市水口町13-15(熱海総合庁舎3F)		

藤枝財務事務所		
☎054(644)	総務 9116	管理 9121
自動車 9122	納税 9128	
個人 9131	不動産 9132	
〒426-8663 藤枝市瀬戸新屋362-1(藤枝総合庁舎1F)		

沼津財務事務所		
☎055(920)	総務 2013	管理 2016
自動車 2019	納税 2023	法人 2029
個人 2030	不動産 2033	間税 2035
〒410-8520 沼津市高島本町1-3(東部総合庁舎5F)		

磐田財務事務所		
☎0538(37)	総務 2206	管理 2214
自動車 2211	納税 2216	
個人 2221	不動産 2222	
〒438-0086 磐田市見付3599-4(中遠総合庁舎2F)		

富士財務事務所		
☎0545(65)	総務 2112	管理 2115
自動車 2118	納税 2122	
個人 2127	不動産 2129	
〒416-8544 富士市本市場441-1(富士総合庁舎3F)		

浜松財務事務所		
☎053(458)	総務 7123	管理 7129
自動車 7132	納税 7136	法人 7141
個人 7142	不動産 7146	間税 7149
〒430-0929 浜松市中央区中央1-12-1(浜松総合庁舎1・2F)		

※ゴルフ場利用税、軽油引取税、狩猟税は間税の連絡先を、鉱区税は不動産の連絡先をご参照ください。

住所地・所在地別の所管財務事務所早見表

住所地・所在地	税目										管轄する 財務 事務所
	法 法 事	個 事	不 動 産 承 継	不 動 産 家 屋 評 価	ゴ ル フ	軽 油	自 動 車 税	鉱 区 税	狩 猟 税	核 燃 料 税	
下田市、東伊豆町、河津町、 南伊豆町、松崎町、西伊豆町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		下田
熱海市、伊東市		○	○				○				熱海
	○			○	○	○		○	○		沼津
沼津市、三島市、御殿場市、 裾野市、伊豆市、伊豆の国市、 函南町、清水町、長泉町、小山町	○	○	○	○	○	○	○	○	○		沼津
富士宮市、富士市		○	○				○				富士
	○			○	○	○		○	○		沼津
静岡市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		静岡
島田市、焼津市、藤枝市、 牧之原市、吉田町、川根本町		○	○				○				藤枝
	○			○	○	○		○	○		静岡
磐田市、掛川市、袋井市、 御前崎市、菊川市、森町		○	○				○			○	磐田
	○			○	○	○		○	○		浜松
浜松市、湖西市	○	○	○	○	○	○	○	○	○		浜松
県内全市町	県民税の利子割・配当割・株式等譲渡所得割、県たばこ税										静岡

凡 法人県民税・法人事業税…法県法事、個人事業税…個事、不動産取得税(家屋評価業務を除く)…不動産承継、
例 不動産取得税(家屋評価業務)…不動産家屋評価、ゴルフ場利用税…ゴルフ、軽油引取税…軽油

静岡県財務部税務課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9-6
電話：054-221-2337 FAX：054-221-3361
E-mail：zeimu@pref.shizuoka.lg.jp
HP：https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/index.html

